

策定日 2024 年 4 月 23 日

微生物検査・感染症委員会内規

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、「微生物検査・感染症委員会」と称する。

(事務局)

第 2 条 本会は、事務局を事務局担当施設に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 講演会、セミナー、出版物等を通して、微生物学的検査および感染症検査分野の品質保証、標準化、機器・試薬に関する知識と情報、臨床的有用性などに関する啓発と教育の機会を提供する。

(事業)

第 4 条 前条の目的を達成するために微生物検査・感染症に関する技術セミナーを開催する。

第 5 条 前条の目的を達成するために微生物検査・感染症に関するマニュアルを刊行する。

第 6 条 技術セミナー、マニュアルを通して、微生物検査および感染症分野の質的向上に寄与する。

第 3 章 委員

(委員)

第 7 条 本会の委員は、日本医療検査科学会の正会員とする。

但し、必要に応じて外部委員を置くことができ、外部委員はその限りでない。

(入会及び退会)

第 8 条 本会に入会を希望する場合は、幹事委員の推薦状をもとに本会にて審議し、日本医療検査科学会の理事会の承認を以て委員となる。

第 9 条 委員が退会するときは、退会希望の旨を委員長に文書にて提出するものとする。

第 10 条 委員資格を失った場合は、退会とする。

第 11 条 企業において組織変更等に伴う委員交代がある場合は、適切な人材を選出する。選出できない場合は、退会とする。

(委員の義務)

第 12 条 本会の目的を達成するために各事業に積極的に取り組み貢献する。

(資格喪失)

第 13 条 委員長の許可無くして、第 5 章にある会議に連続して欠席した委員は委員資格を失う。

但し、委員長の許可のもとに代理の出席を認めるが、代理の出席が連続して 3 回の場合は、委員の交代を要する。

第 4 章 幹事委員

(幹事委員)

第 14 条 本会に次の幹事委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名以内
- (3) 幹事委員 5名以内 (医師:1名、検査技師:2名、企業関連:2名)
- (4) 事務局担当委員 1名

(幹事委員の任務)

第 15 条 委員長は、本会を代表して、本会の円滑な運営に努める。

(幹事委員の任期)

第 16 条 幹事委員の任期は 4 年とし、委員長以外の幹事委員については再任を妨げない。

第 5 章 会議

第 17 条 会議の開催は、日本医療検査科学会の春季セミナー(もしくは4月中)と大会の年
2 回とする。

第 18 条 会議は、事業計画、本会の内規の改定、その他必要と認める事項について議決する。

第 19 条 微生物検査・感染症に関する技術セミナーの運営会議は、随時に開催する。

第 6 章 補則

(内規の変更)

第 20 条 本会の内規を変更する場合は、会議の決議を得なければならない。

付 則

内規は、2024 年 5 月 1日をもって施行する。